

第35回議会運営委員会会議記録

- 【開催日】 平成27年5月26日(火)
【開催場所】 第一委員会室
【開会・散会時間】 午前10時45分～午前11時16分
【休憩時間】 なし
【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	石田 清 廉
委員	河 崎 平 男	委員	下 瀬 俊 夫
委員	矢 田 松 夫		

【欠席委員】 なし

【委員外議員等】

議長	尾 山 信 義	副議長	三 浦 英 統
----	---------	-----	---------

【事務局出席者】

事務局長	古 川 博 三	事務局次長	清 水 保
主査兼議事係長	田 尾 忠 久	庶務調査係長	島 津 克 則
庶務調査係主任主事	梅 野 貴 裕	議事係主任主事	原 川 寛 子

【付議事項】

- 1 無会派議員の取扱いについて

【議事の概要】

- 1 無会派議員の取扱いについて

・大井委員長から「無所属議員の取扱いについて、例えば4名のうち1名を委員外議員として出席してもらい、議運決定事項についての連絡調整をしてもらったらどうか。前提として委員外議員の発言については原則委員が優先、また議決権はないということかどうか」との提案があった。

・下瀬委員から「希望すれば委員外議員として出てこれると理解している。無会派4人だから1人という取扱いについて厳密な考え方が必要ではないか。3人だったら、2人だったらどうなのかというのをきちんとしておかないといけないのではないか」との発言があった。

・大井淳一郎委員長から「改選や会派の再編で無所属議員が3名以下になることは十分考えられる。無所属議員4名のうち1名を委員外議員として考えているが、その都度出席について皆さんに諮っていきたい。3名とか2名になったらどうするかは根拠がないのでなかなか決められないが、会派3人から1人出しているバランスからすると無所属議員が2名以下になったら考えないといけない」との発言があった。

・事務局から委員外議員の規程について説明した。

・下瀬俊夫委員から「無所属の議員も委員外議員として出席できるが、今まで一例もなかった。委員外議員として手続をすれば制限はあるが発言はできたのにそういうのを抜きにして一定の強制力をもって4人の議員がいるから1人委員外議員としてどうぞというのはおかしいのではないか」との発言があった。

- ・事務局から「委員外議員ということで無会派の人を入れて議運の最後に意見を述べるのがスタンダードな形と文献にあった」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「4人の中から1人委員外議員として出すとして、それ以外の人が出してくれといったときはどうなるのか。断るといふことか」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「委員外議員として申請する権利はそれぞれあるので、門前払いという形は難しい。最終的には皆様との協議を含めた裁量になると思う。議運で確認したいのはこの4人からは基本的に1人を出すというふうに考えたい」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「なぜ4人なのか。今無会派が4人といっても、3人になる可能性もある。また無所属の議員であれ、1人の議員として個々に委員外議員として出たいという権利もある。こころ辺をどう調整するか考えないと、基準が曖昧になるのではないか」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「他市では委員外議員でも委員でもないアドバイザーや交渉団体という扱いをしているところもある。正式な取扱いについては事務局と相談して明確なものを出したいと思っている」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「一人の議員として委員外議員の手続きができるわけだから、同じように委員外議員とするのではなく、議会運営委員会へのオブザーバーと呼称を変更したらどうか」との提案があった。
- ・大井淳一郎委員長から「申合わせ等も含め根拠付けが変わってくるのか」との質問があった。
- ・事務局から「法的にはあくまでも委員外議員となるが、呼称をどうするかはこの委員会で決めたらいいのではないか」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「発言順位は基本的に委員が優先で、議決権がないという取扱いは一緒で、呼称をオブザーバーとするとの提案があったがどうか」との発言があった。
- ・石田清廉副委員長から「会派を組むことができないので無会派にいるわけだから何が何でも議運に出せというのはなじまないのではないか。無会派の人に会派を立ち上げられないか説得する努力もいるのではないか。委員外議員として議運に出ても、無会派の人の意見調整はできるのか」との発言があった。
- ・矢田松夫委員から「もともとは公明党2名を会派と認めて議運に出してくれというのが発端だった。それを残りの2人を入れて委員会に出してくれと言うのは本末転倒である。4人で会派を組み、堂々と議運の中で意見を述べるのが筋で、議題になじまない」との発言があった。
- ・河崎平男委員から「議運の委員については会派3人で1人ということで以前も協議をしたが、再申入れがあったのか」との質問があった。
- ・大井淳一郎委員長から「再申入れはないが、無所属が4人いるという現状で4人にも何らかの形で連絡、調整をしてもらう必要があると考え提案した」との発言があった。
- ・河崎平男委員から「無所属議員については委員長が調整するというのではなかったのか」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「4人を集めて、また個別に委員長から連絡するのはなかなか難しい。調整が付かなかった場合どうなのかというもある。その辺の効率性も多少ある」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「議会運営委員会というのはあくまで議会運営をスムーズに行うための事前調整で、全議員が議会運営委員会の決定事項についてきちんと了承した上で議会に臨むのが筋である。無会派も当然言う権利はあるが言えないのが今の状況で、4人を踏まえて意見調整で

きるような仕組みを作っていくのが自然である。会派を持っている者だけが既得権を主張できるというものでもない」との発言があった。

・大井淳一郎委員長から「会派を組むことは強制できないのは大前提で、会派を組めなかったらここに委員としては出られない。しかし何回か議運決定に従わなかった事例があり、委員長が連絡調整するのも限界がある。連絡調整の手法として委員外議員というものが考えられるということで提案した」との発言があった。

・石田清廉委員から「公明党以外の2名の方はどういう考えなのか。自由な立場で意見できることが大事ということで無会派にいる人もいる」との発言があった。

・大井淳一郎委員長から「公明党からの提案は会派を2名からにいうもので、それは既に話し合っただけ原則どおり3名からということで終わっている。連絡調整の必要性からオブザーバーという手法が挙げられた。何人か出たいということであれば議運内で協議して裁量的に決めざるを得ない」との発言があった。

・下瀬俊夫委員から「議運に入っていない人が議運決定に従えないとなったらどうなるのか」との発言があった。

・大井淳一郎委員長から「今までも無所属議員で議運の決定に従えないというのがあった。それに対して弱い拘束力はあるけど、強制力はない。議運決定事項をスムーズに行くためにはそういった無所属議員に対する連絡調整というのは必要ではないかということがあり、今回提案した」との発言があった。

・矢田松夫委員から「発言も最後、採決もできない委員外議員として出ても意味はない。会派を組んで正々堂々と平等の権利のもとに委員として出てくる努力が必要」との発言があった。

・下瀬俊夫委員から「現状でも出てこれるのになぜ手続を踏んで出てこないのか」との発言があった。

・大井淳一郎委員長から「委員外議員というのを使えることをまず知らせて出てきてもらう。今いろんな意見が出ましたので会派で持ち帰っていただいて、再度この件について6月3日に話をしたい」との発言があった。

平成27年(2015年)5月26日

議会運営委員会委員長 大井 淳一郎